

## 地上デジタル放送の送受信対策の推進について

地上デジタル放送普及対策検討会（41道府県検討会）

### 1 趣旨

地上デジタル放送の送受信対策の推進については、2011年7月の完全移行まで3年3ヶ月を切り、その一層の加速化が求められる段階に入った。

本検討会では、これまで、現行のアナログ放送時に視聴していた放送は、デジタル放送への移行後も、引き続き視聴可能であることが必要であるとの認識のもと、地域間格差のない地上デジタル放送の送受信対策の推進を、国や放送事業者などの関係機関に求めてきた。

送受信対策の基本は、放送事業者が最大限自助努力で中継局を整備することによって受信エリアをカバーすることであるが、地形的条件等のやむを得ない事情により中継局からの放送波を直接受信できない一部の地域においては、アナログ放送時と同様に共聴施設が主たる受信対策の手段となることから、そのデジタル化への支援が重要な課題である。

このため、昨年8月2日にとりまとめられた情報通信審議会の第4次中間答申（地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割）では、条件不利地域にあって、放送事業者の自助努力では中継局の整備が困難な場合の措置について、財政上の支援措置の継続と制度改善が必要との指摘が行われ、辺地共聴施設への対応に関しては、国やNHKなどの役割が明確にされ、具体的推進体制の構築や支援制度の改善が必要であるとの指摘が行われた。その結果、平成20年度のデジタルテレビ中継局整備支援事業において放送事業者が整備主体となり、補助率も引き上げられた。また、辺地共聴施設のデジタル化についても、共聴組合が事業主体となり、補助率が引き上げられたほか、NHKによる受信点調査の実施など、支援制度の拡充が図られたところである。これらの取組は、中継局整備や辺地共聴施設のデジタル化推進に寄与するものとして評価するものの、内容については、地方の立場から見て未だ満足できるものとはいえない。

すなわち、地上系ネットワークの整備について放送事業者の更なる自助努力や全国に約2万施設といわれる共聴施設のデジタル化及び新たな共聴施設の整備について、アナログ放送が廃止となる2011年7月までの限られた期間で完了するために、国の確実な財政支援などにより、各地域において計画的、効率的に実施していく仕組みづくりが不可欠と考えられる。

よって、地上デジタル放送の送受信対策について主要な役割を担う国や放送事業者に対し、次の事項を要望する。

## 2 要望事項

### (1) 国の補助制度の拡充について

中継局整備や辺地共聴施設のデジタル化改修を支援する制度について、確実に施設整備が図られるよう、予算枠の確保及び地方の意見を反映した制度設計や運用の見直しに積極的に取り組むこと。

特にデジタル化に関する国としての大きな責任を踏まえ、受益者や地方自治体の負担を最小限とする視点から補助率を上げる等の財政支援の強化を図るとともに、地方単独事業での対応については、地方財政措置の充実強化を図ること。

#### 《中継局整備》

中継局整備については放送事業者による自力建設の取組を推進するため、安価なギャップフィルターの活用について、さらなる制度改善を図ること。

「自力建設困難」とされる中継局については、国と放送事業者の責務による着実な整備が進むよう、補助率や対象地域について支援制度の拡充を図り、地方自治体に負担を求めない制度に改善すること。

中継局に替え、放送事業者が共聴施設やCATVによってエリアカバーを行う場合も支援制度の対象にするとともに、放送事業者が主体的に取り組む体制を早期に構築すること。

デジタル化により発生することが懸念される「新たな難視世帯」の解消については、国及び放送事業者の責務において対応すること。

#### 《共聴施設改修・整備》

難視聴地域における共聴施設のデジタル化は、施設や地域の状況により多様な対応が想定されるため、対象事業については、施設の更新や大規模な改修も含めるなど、できるだけ幅広いものとする。

共聴施設の設置者は、共聴施設組合がそのほとんどを占めることから、地方自治体の関与を必要としない共聴組合に対する直接支援制度を創設すること。

共聴施設の受信点調査に止まらない、改修・整備の具体的方法や所要経費の提示、技術的専門指導を行う体制の整備を、国及び放送事業者の責任において行うこと。

経済弱者等に対する支援策の検討にあたっては、共聴施設を利用する経済弱者についても対象とすること。

### (2) 都市受信障害対策共聴施設について

建物や構造物等を原因とする受信障害への対策として設置されている都市受信障害対策共聴施設については、調査・改修等の実施主体や費用負担に関する考え方が必ずしも明確にされておらず、デジタル化に必要な対策が進まない懸念がある。

このため、国においては、都市受信障害対策共聴施設の実態を把握するための全国調査を直ちに実施するとともに、関係省庁が連携してデジタル改修の費用負担等に関する明確な指針を示すなど、都市受信障害対策共聴施設のデジタル改修に向けた対策を早急を実施すること。

また、費用が著しく過大となる等の理由によりデジタル改修が困難な都市受信障害対策共聴施設に対しては、国において地方自治体の負担を求めない支援制度を創設すること。

### (3) デジタル化対応への確実な実行について

地上デジタル放送への確実な全面移行に向けて、個別の状況を踏まえた地域に密接した情報の公開や、具体的な相談等にもきめ細かく対応すること。

辺地共聴施設の改修や、住民の地上デジタル放送対応機器への円滑な移行を促すために、中継局整備については2010年の早期に完了するよう計画的に実施すること。

既存のアナログ中継局に替えて補完手段(共聴施設、ケーブルテレビ施設等)によりカバーすることとされている地域については、国、放送事業者の責任において、施設の建設や住民の加入促進といった必要な対策を早期に講じること。

先般の総務省による浸透度調査において、アナログ放送の停波時期についての認知率は64.7%に止まっており、地上デジタル放送に関する誤った情報や、不十分な情報によって悪質商法による被害が発生していることから、関係者による全国的な周知広報に加えて、受信に関する普及活動を進捗管理しマネジメントしていく機関を都道府県域毎に設置し、住民からの個別具体的な問い合わせに対応する一元的な相談窓口とすること。

アナログ放送の視聴実態、デジタル放送の視聴可能地域及び補完手段によりカバーされる地域のほか、年度毎の市町村別の視聴可能となる世帯数については、現地調査を実施し、精度の高い情報として、数値だけでなく地図等により早期に公表すること。

### (4) 衛星セーフティネットについて

衛星によるセーフティネットでは、身近な生活情報や緊急・災害情報など、真に住民が必要とする地域情報を迅速に入手することができなくなるなどの不利益を受けることから、まずは、地上系ネットワークの整備に傾注し、努力を尽くすべきであるが、やむをえず「衛星によるセーフティネット」を実施するにあたっては、次の点に配慮すること。

衛星によるセーフティネットの対象世帯の公表にあわせて、セーフティネット期間終了までの地上系ネットワークへの移行計画について、整備の時期や方法を明らかにし、実効性を担保すること。

全くテレビが見られない状況はあってはならないことから、デジタル放送が受信できない全ての世帯(「アナログでも難視」に分類された世帯を含む)を対象とすること。

対象となる各世帯へは、個別に衛星セーフティネットの対象となった理由や必要な手続きなどについて、国および放送事業者の責務において説明すると共に、衛星受信アンテナやチューナー等の設置費用、視聴料等の負担を衛星によるセーフティネットを利用する視聴者に求めないこと。身近な生活情報や、緊急・災害情報、政見放送など生活に密着した情報について、対象となる各世帯へ提供する手法を検討すること。

( 5 ) デジタル混信対策について

デジタル混信については、国及び放送事業者による実態把握のための実地調査を早急に実施し、対象となる地域への周知や受信者側の対策に伴う経費の負担については国において対応すること。

( 6 ) 2011年以降のデジタルチャンネルの切替(リパック)について

周波数資源の再配分のため、2012年7月25日までに行われる53～62chを使用するデジタル中継局のチャンネル切替(リパック)の対象となる地域への周知や、共聴施設の調整等に伴う経費の負担については、国において対応すること。

( 7 ) 少数チャンネル地域や県境域における区域外再送信について

少数チャンネル地域や都道府県境域などでは、現在のアナログ放送においてもCATVや共聴施設などによって区域外の放送を受信しており、これらの地域の住民にとっては、現在視聴している放送局の番組をデジタル移行後も引き続き視聴できることは最低限の条件である。

については、放送事業者においては手段によらず引き続き区域外受信について、再送信同意すること。

( 8 ) 受信機器の多様化・低廉化の促進について

先般の総務省による浸透度調査において、地上デジタル放送対応機器の購入時に重視する点として、7割以上の消費者が「価格が安いこと」と回答していることから、早期のデジタル対応を誘導するためにも、「簡易なチューナー」の流通の実現を含む、受信機器の多様化・低廉化について、関係機関と密接な連携を図ること。

( 9 ) 経済弱者等への対応について

テレビは、災害時の広報等の情報提供にあたり、重要な位置を占めているが、地上デジタル放送受信にあたり、生活保護を受給しているなどの生活に困窮している方は、受信機器の購入、アンテナ設置・調整・宅内配線整備等への対応が経済的な状況から困難となることが予想され、アナログ停波後はこれらの世帯においてテレビを視聴できない状況になることが懸念される。

については、生活困窮者の受信環境に応じた支援策を、関係機関と密接な連携を図りながら国において検討し、対応すること。

( 10 ) 廃棄物及びリサイクル対策について

デジタル放送非対応の受信機、録画機械等が2011年7月の完全移行直前に一時的に大量に廃棄されると、市町村や家電リサイクル業者の処理能力を超え、不法投棄等を招き、環境汚染や自治体財政を圧迫する要因となる懸念がある。

については、現有の廃棄物処理能力の範囲において機器の切り替えが円滑に進むよう、アナログテレビについてもチューナーの取付けにより引き続き使用可能であることや、アナログ受信機を廃棄する場合には適正に処理する必要があることについて、関係機関等と連携し、十分に周知すること。

( 1 1 ) 地方自治体の役割分担について

地上デジタル放送の視聴環境整備は国及び放送事業者の責務で行うことが原則であり、地方自治体への主体的な取組を求める場合には、国及び放送事業者があらゆる方策によりその責務を果たすことが前提となる。

その上で、地上デジタル放送への移行について地方自治体に主体的な協力を求める場合には、国民共通の財産である電波資源を国が放送事業者に割り当てて放送事業が行われてきたことから、一方的に、役割や責任、また、財政負担を課すことがないように、十分な協議を行い、理解と合意を得たうえで制度面や財源面での裏づけを確実に整備し、地方自治体の負担を最小限にすべきである。